

# 地域計画と農振除外の手続きについて

## 地域計画の策定

農業経営基盤強化促進法が改正され、地域計画を令和7年3月31日付けで公告しました。地域計画が策定されたことにより、農振除外の手続きが一部変更になります。

## 令和7年度からの変更点

農振除外を行う場合には、原則として事前に地域計画の変更を行い、対象の農地を地域計画の区域から除く必要があります。地域計画は、用途地域を除く全ての農地を対象としています。

### 農用地の場合



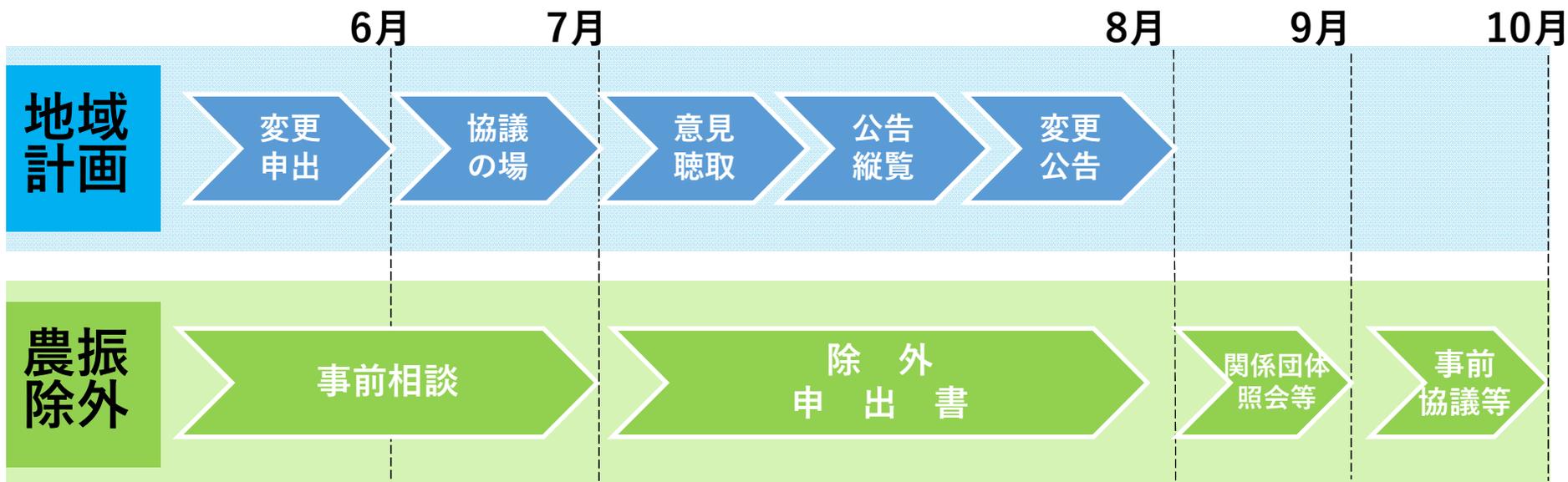
### 農用地以外の場合



## 各手続受付期限

- ・ 地域計画変更受付期限：毎月5日（5日が休日の場合は、翌営業日）
- ・ 農振除外受付期限：3月末、7月末、11月末

## スケジュール例（農振除外7月受付の例）



※スケジュール例については、目安となります。状況によって1~2か月ほど前後する場合があります。